

公立大学法人熊本県立大学業務方法書（案）について

1 概要

地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。（法第22条。法＝地方独立行政法人法、以下同じ）

（1）業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のこと。

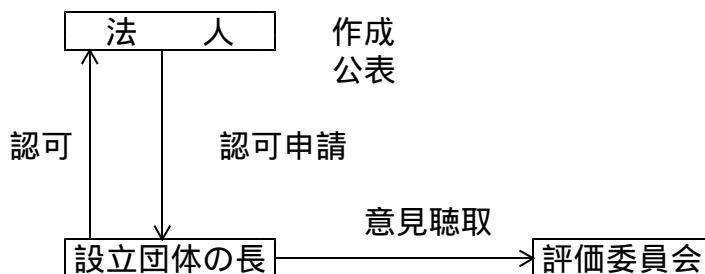
（2）記載事項は、設立団体の規則で定める。（法第22条）

業務委託の基準

競争入札その他契約に関する基本的事項

前各号に定めるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

（3）業務方法書の作成手続き（法第22条）



2 記載内容

目的

- ・ 法人の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資する。

業務運営の基本方針

- ・ 中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める。

業務委託と契約

- ・ 業務の効率的かつ効果的な運営に資する場合は、定款に規定する業務の一部を委託することができる。
- ・ 委託の際には、受託者との間に業務に関する委託契約を締結する。

競争入札その他契約に関する基本事項

- ・ 契約を締結する場合には、一般競争の方法による。
- ・ ただし、契約の性質等によっては、指名競争又は随意契約によることができる。

委任規定

- ・ 業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。